

宮城県アイスホッケー成年チーム行動規範（心得）

冬季国スポーツアイスホッケー競技への宮城県アイスホッケー選手団の参加については、宮城県アイスホッケー連盟の活動や上部団体及び関係機関の支援のもと、長い栄光の歴史の中で、先人たちの競技実績のみならず、日ごろの行動を評価されて認められてきたものである。代表選手として選考された選手等は、下記の行動規範を常に意識し、アイスホッケー選手としてはもちろんのこと、宮城県代表選手としての誇りと自覚をもち、各種活動に取り組むこととする。

この規範は、宮城県代表選手としての行動を明確にすることを目的として示すものである。

1. 宮城県代表選手（チーム監督、コーチ等含む。）は、法令や日本アイスホッケー連盟諸規定等のルールを遵守することはもちろんのこと、日々の行動において、社会のモラルに則り、一人ひとりが、アイスホッケーを愛する競技者として社会的良識と品位ある行動をする。
2. 国スポーツ競技期間中のみならず、常にスポーツmanshipに則った行動、発言を心がける。また、相手チームの選手及びスタッフ、審判や関係者に敬意をはらい、ルールを尊重して、最高のパフォーマンスを發揮できるようベストを尽くす。
3. 大会等、又は強化練習等に参加する際は、チームや監督等が定める規律・時間(集合時間等)を遵守し、指定されたルール（身だしなみ、ユニフォーム等）を厳守する。
4. いかなる場合においても、ドーピング、薬物の濫用、暴力や犯罪、差別等、アイスホッケーの健全な発展を妨げる行為は一切行わない。
5. 宮城県の代表選手としての自覚を持ち続け、スポーツの素晴らしさ、アイスホッケーの楽しさを、アイスホッケー選手を目指す子どもたちに伝えていくことを心がけていく。